

平成30年度(2018)

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

事 業 計 画 書
及
収 支 予 算 書

一般社団法人 日本時計協会

平成30年度(2018) 事業計画書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

I. 概 要

一般社団法人日本時計協会は非営利性が徹底された法人、及び共益を目的とした法人としての平成30年度(2018)活動を実施し、事業委員会を中心に公益性・共益性の高い事業を行うと共に、若年層を対象に時計の魅力を広く告知・啓蒙する活動を更に推進する。

公益事業として、調査広報関連事業では協会統計を更に充実させホームページなどで積極的な広報活動を行う。消費者関連事業では消費者の関心が高まっている課題に取り組み、時計をより安全で快適に使用する情報を提供する。技術標準化関連事業では時計のISO及びJISを中心とした活動を行う。環境関連事業では時計の環境配慮課題について積極的に取り組む。交流事業では、2018年アジア時計商工業促進検討会(日本開催)をはじめとして関係各国との意見交換と国際協調を促進する。次世代育成関連事業では技能五輪全国大会に積極的に参加し若手時計技能者育成に取り組むとともに、東日本被災地復興支援をはじめとする時計組立教室を通じて時計の魅力向上と社会貢献に積極的に取り組む。

共益事業として、通商関連事業ではTPP11の今後の行方を注視すると共にFTA/EPA等の通商懸案の進展状況を把握し、適宜、関係機関への提案と情報提供を行う。知的財産権関連事業では日本時計産業の知的財産権保護に向けて積極的に活動する。

以上を踏まえ、当協会は、平成30年度(2018)の事業活動を以下の通り実施する。

Ⅱ．事業計画（公益事業）

１．調査広報関連事業（調査広報委員会）

- (1) 「日本の時計産業統計－2017年」（協会統計と政府統計のまとめ）を発行し、会員企業及び業界関係者の他、一般へも要望に応じて頒布する。
- (2) 内外政府機関の統計情報や各種公表資料を収集して分析し、「2017年 ウォッチおよびクロックの世界生産（推定値）」を作成し公表する。
- (3) 協会統計をもとに、「2018年日本の時計産業の動向」を公表する。
- (4) 政府統計、協会統計をもとに、「2018年日本の時計市場規模（推定）」を作成し公表する。
- (5) 「2018年日本の時計産業の概況」（The Japanese Watch & Clock Industry in 2018）を作成し、協会ホームページに掲載するなどの広報活動を行う。同資料を2019年バーゼルワールド会場で配布する。
- (6) ホームページのメニュー構成を継続して見直し、掲載項目の充実を図る。

２．消費者関連事業（消費者委員会）

- (1) 製品保証及び安全に関する情報収集とそれらの理解・共有を行う。
- (2) 会員各社の共通課題／緊急課題について検討する。
- (3) 取扱説明書等の警告、注意表示、及び時計の安全に関する報告に関し調査研究を行う。
- (4) 協会ホームページをユーザーがより活用しやすくする検討・改善をする。
- (5) 会員各社に寄せられる意見や情報などを収集し、共有する。

３．技術標準化関連事業（技術標準化委員会）

- (1) ISO/TC114（時計専門委員会）国際規格の制定・改正については、積極的に日本提案を行う。「防水ウォッチ」、「耐磁ウォッチ」、「ウォッチ用ガラス」、「クロック」、「硬質ケース」、「ウォッチ用電池」などの各審議課題は日本案に基づく国際規格承認を目指して活動する。特に「耐磁ウォッチ」は日本が幹事国としてプロジェクトを推進する。
- (2) 海外時計関連団体との定期技術交流会は、必要に応じて対応する。
- (3) 諸外国での規制や技術関連の課題については、情報を収集・交換し、課題が生じた場合に順次対応する。
- (4) 時計関係ISO／JIS規格の定期見直しを行う。特に、JIS B 7001「時計-試験方法」改正と新JIS規格「耐衝撃携帯時計」制定に向けて、継続フォローを行い、正式発行する。
- (5) 時計の安全性-設計チェックリスト、時計用語-商業技術定義、携帯時計用裏蓋パッキン、アレルギー物質・有害物質に関する調査研究を行う。

4. 環境関連事業（環境委員会）

- (1) 国内外の環境法規制動向及び関連事項について、資料の収集、情報交換を行い、必要に応じ、対応策の検討・提言を行う。
- (2) 時計業界の環境対応の改善に資する国内の先進的な環境活動について調査・研究を行う。
- (3) グリーン購入法特定調達物品調査のため、対象製品の実態に関し、関係官庁の要請に基づき調査を実施する。
- (4) 容器包装識別・材質表示および時計に使用するプラスチック材料の材質表示と選定に関する調査研究を行う。
- (5) 公益財団法人 日本環境協会のエコマークゾーンにエコマーク時計の説明と時計の展示を継続し、時計業界の環境活動及びエコマーク製品に関する啓発活動を行う。

5. 交流事業

- (1) 「第22回アジア時計商工業促進検討会」（2018年5月横浜）を開催し、アジアの主要時計商工業団体と通商等の課題につき意見交換を行い、日本の時計産業の更なる発展を目指す。
- (2) 「時計工業会香港国際会議」（2018年9月香港）に参加し、主要時計商工業団体と通商・統計の課題につき意見交換を行う。
- (3) 「第21回時計工業会バーゼル国際会議」（2019年3月スイス）に参加し、主要時計商工業団体の首脳と通商・環境・統計等の課題につき意見交換を行う。

6. 次世代育成関連事業

- (1) 技能五輪「時計修理職種」の継続的サポートを行い、次世代の時計技能者育成と、技能尊重機運の醸成を図る。
- (2) 東日本被災地での時計教室開催により、復興支援をすると共に、ものづくりの重要性や楽しさ及び時計作りの魅力を生徒、家族、関係者等に伝える活動を行う。
- (3) 霞が関子ども見学デー「めざまし時計組立体験」やキッザニア「時計職人体験」等を通じ、時計の魅力を一般消費者、特に若年層に向けて広く告知・啓蒙する活動を実施する。
- (4) 各種時計関連学校への情報提供・技術支援を行い、時計産業の発展・企業と学校の連携を深める。
- (5) JOW-Japan（全日本時計宝飾眼鏡小売協同組合）が運営する時計技能競技全国大会への協賛を行う。
- (6) 厚生労働省及び中央職業能力開発協会が運営する国家技能検定「時計修理職種」の支援を行う。

Ⅲ．事業計画（共益事業）

1．通商関連事業（通商委員会）

- (1) 「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」（日本機械輸出組合）に関するアンケート調査に対して、通商上、その他投資上の問題点に対し改善要望事項をとりまとめ、提案する。
- (2) HEU・EPAやTPP11への理解を深め共有する。経済産業省との連携を密にして、二国間交渉を求める米国との経済交渉に関する情報を会員各社に提供するとともに、特に米国の通関書類書式の簡素化と原産地等の表示制度については、状況を注視し、「2018年版不公正貿易報告書」に継続して取り上げられる様に働きかける。
- (3) 各国・地域との通商懸案、及び日トルコ、RCEP等FTA／EPAの進展状況を把握し、適宜、関係官庁に関税撤廃・税関手続き簡素化・原産地認定方法等の提案を行う。
- (4) WTO統一原産地規則委員会の調和作業会の進展状況を把握し、時計完成品の原産地認定基準の日本案採択に向け、関係官庁を通じて促進活動を行う。
- (5) 主要国の時計産業に関する情報を収集し、会員各社に提供する。

2．知的財産権関連事業（知的財産権委員会）

- (1) 本年度は文書により、知的財産権保護、模倣品対策について中国時計協会と情報・意見交換を行う。
- (2) 官民連携団体の「国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）」のプロジェクトメンバーとして、模倣品対策の情報収集と知的財産権保護推進の活動に参加する。
- (3) （一社）全日本文具協会、（一社）日本玩具協会との3団体交流会を通して情報、意見交換を行い、知的財産権保護活動に役立てる。
- (4) 「各国・地域の貿易・投資上の問題点と改善要望」（日本機械輸出組合）に関し、継続して知的財産権問題の改善要望事項を取りまとめ、提案する。
- (5) 経済産業省・模倣品対策室と意見交換会を持ち、時計業界の模倣品問題報告と要望提出を行う。
- (6) 会員各社の模倣対策事例を収集し、有効に活用するとともに、会員による模倣対策活動について会員間で情報を共有する。
- (7) 反模倣品啓蒙活動として、協会ホームページの充実、外部団体との協賛、展示会への出品等の啓蒙活動を実施する。
- (8) 特許庁の"商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会"に参画し、商標区分に関する意見交換、改善提案を行う。

3．関連機関提携事業

- (1) 国内関連団体との情報・意見交換を通じ、各事業へ所要の参画と協力を行う。
- (2) 定期新年賀詞交歓会を開催し、国内流通諸団体との相互交流に努める。